

2019年9月12日 日本心理学会公募シンポジウム

犯罪捜査と記憶2

指定討論

(刑事手続(法)の見地から)

中 園 江里人

近畿大学 法科大学院・弁護士

nakazono-anchi@mbh.nifty.com

1 目撃・識別供述について

1－1 目撃・識別供述が証拠になるまでの流れ(刑事手続)

1－2 警察における目撃者取調べの高度化

1－3 裁判所による供述(証拠)の評価

1－4 心理学的知見の刑事実務への導入

1－1 目撃・識別供述が証拠になるまでの流れ

【捜査】

- ・ 警察官取調べ → 供述調書（警察官調書）の作成
- ・ 検察官取調べ → 供述調書（検察官調書※）の作成

【公判】

- 検察官が供述調書を証拠請求 → 弁護人が同意 → 供述調書の証拠採用
- 弁護人が不同意 → 目撃者の証人尋問の実施決定
- 検察官による証人テスト（尋問打合せ）
- 公判証言（一問一答式。主尋問，反対尋問，補充尋問）

供 述 調 書

住 居 水戸市山城3丁目5番18号

職 業 飲食店経営

氏 名

清 水 健 一 郎

昭和32年10月28日生（52歳）

上記の者は、平成21年12月7日水戸地方検察庁において、本職に対し、任意次のおり供述した。

- 1 私は、今回放火をしたことで逮捕された青木真吾の知り合いです。青木とは小学校のころから地元が一緒だったので、特に親しかったわけではありませんがそれなりに付き合いをしていました。青木が仕事をきちんとしていなかったため、今年10月ころから私が経営しているラーメン屋「珍味亭」（水戸市若宮町5丁目10番7号所在）の手伝いをさせるようになりました。手伝ってもらう都度1万円とか1万5,000円を支払い、月平均すると10万円程度は払っています。

たとか、手から血が出たということを私に言ったりはしませんでしたし、私自身も青木が手にけがをしたという認識は全くありませんでした。治療のため、ばんそうこうを渡したりしたとか、薬を渡したりしたということはありませんでした。

- 3 「珍味亭」では、被告人のほかに、フルタイムの従業員として古田洋一という男を雇っています。古田と被告人は仲がいいようですが、10月29日に、古田が被告人に電話をしたかどうかは知りません。

清 水 健 一 郎 ㊟

供述人の目の前で、上記のとおり口述して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ、誤りのないことを申し立て、末尾に署名・押印した。

前 同 日

水戸地方検察庁

検察官 検事

検 察 事 務 官

黒

津

沢

田

憲

修 ㊟

顕 ㊟

【供述調書の問題点】

- ・ 聴取者が一人称で作成（問答式の記載もあるが・・・）
- ・ 供述者は内容を確認して署名押印（加除訂正申出権はあるが・・・）
- ・ 数回の取調べ結果をまとめて作成することもある

【なぜ初期供述ではなく公判証言を証拠とするのか －伝聞法則】

供述代用書面や伝聞供述は，原則として証拠能力が認められない
（刑訴法第320条）

←反対尋問権の保障・直接主義

伝聞例外（検察官調書）：

①同意，②供述不能，③矛盾供述＋相対的特信情況



刑事手続全体についての参考
文献
定評ある概説書のひとつ
（有斐閣, 2017）

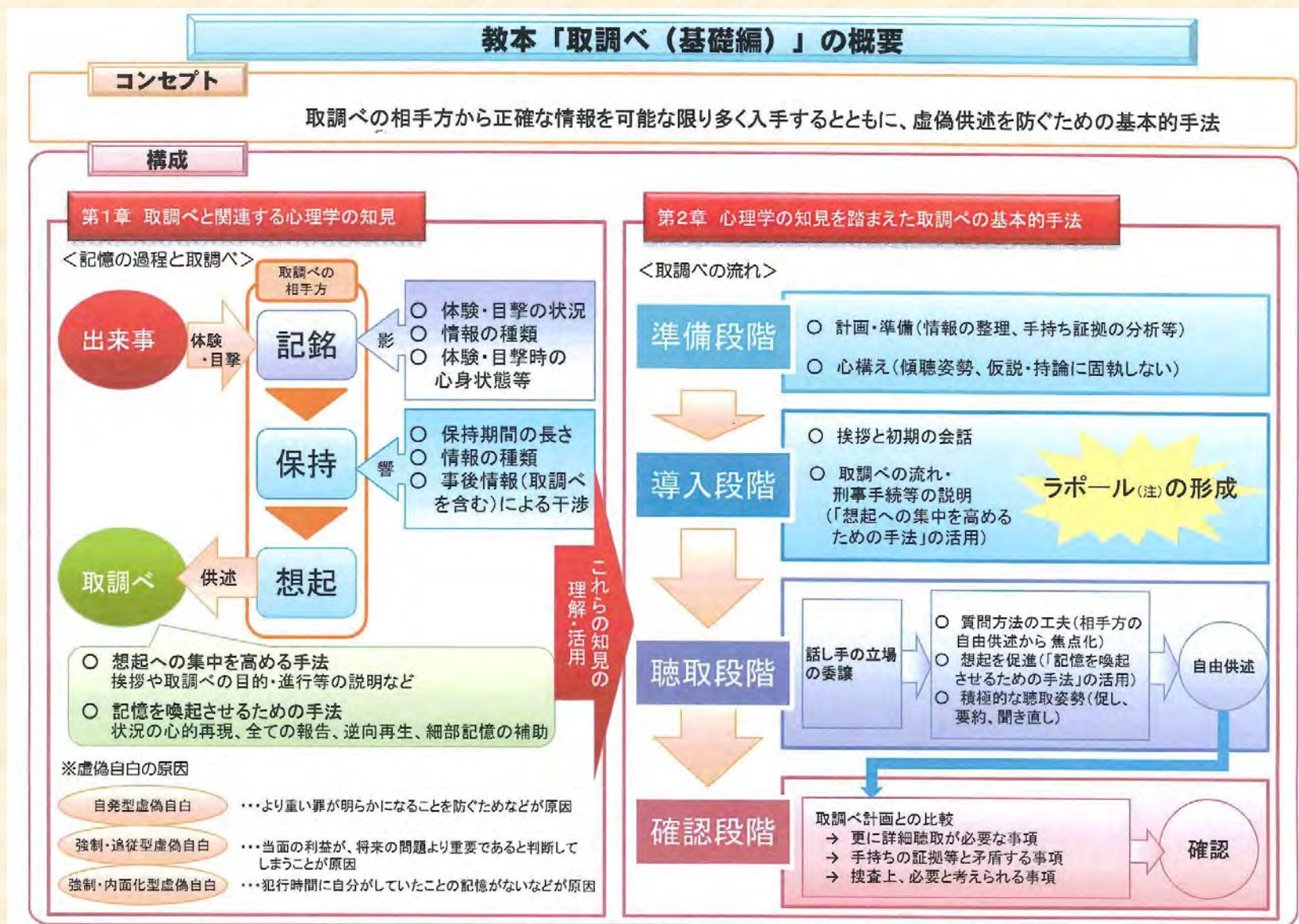
1-2 警察における目撃者取調べの高度化

取 調 べ (基礎編)

平成24年12月

警察庁刑事局刑事企画課

出典：警察庁ウェブサイト



注) 取調べの相手方が想起に集中することができ、かつ、思い出したことなど何でも話せる関係を意味する心理学上の用語。

【問題点】

- ・ 取調べ主体（捜査担当官）
- ・ 「ここで紹介する手法は，取調べの相手方（目撃者等）から正確な情報を可能な限り多く入手するとともに，虚偽の供述を防ぐことを目的とした手法であり，否認・黙秘する被疑者から自白を得ることに主眼を置いたものではないことに留意する必要がある」
 - 意図的な虚偽供述・供述拒否かどうかの判断
- ・ 準則化未了
- ・ 記録化未了

1－3 裁判所による供述(証拠)の評価

【供述評価の方法－自由心証主義】

証拠の証明力は、裁判官（裁判員）の自由な判断に委ねる
（刑訴法 318 条，裁判員法 62 条）

体験者（証人）の報告が信用できるかどうかの判断は、
裁判所が、社会生活上取得可能な一定の論理則，経験則に
基づいて行うことができる（科学的証拠についてはこれが困難）

【一般的着眼点】

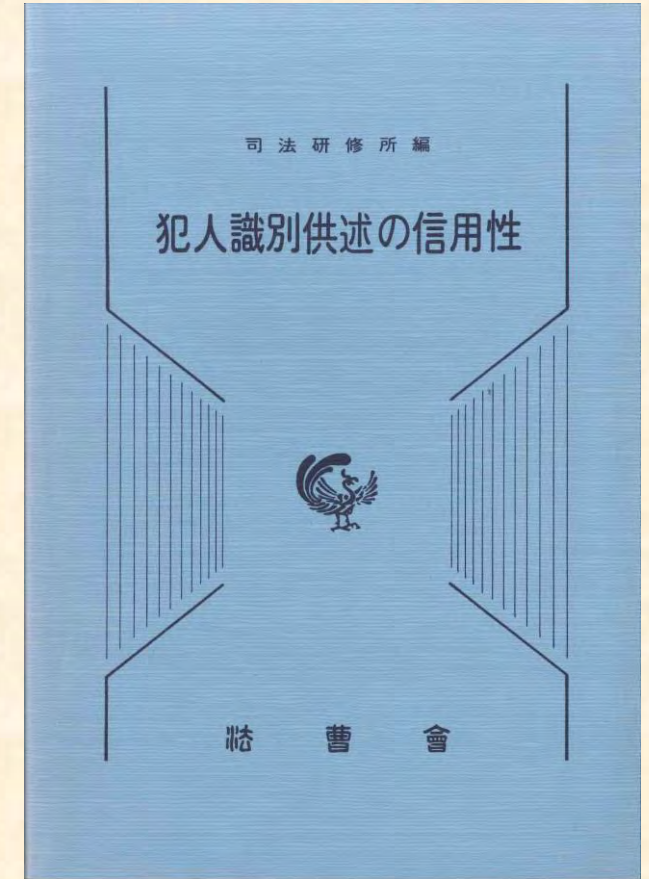
- ・ 客観的証拠や動かし難い客観的事実との整合性
- ・ 供述の経緯・変遷
- ・ 供述の具体性・迫真性・臨場感・真摯性
- ・ 虚偽供述をする動機・理由（事件・被告人との関係等）



刑事裁判における事実認定に関する参考文献
元裁判官の手になる概説書
（判例タイムズ社, 2015）

【犯人識別供述についての着眼点】

- ・ 虚偽供述のおそれは一般的に低い
- ・ 観察の正確性
観察の客観的条件，観察者の主観的条件（能力・心理的状况）
- ・ 記憶の正確性
観察から識別までの時間的間隔，記憶の変容・転移を
もたらす体験の有無
- ・ 識別の正確性
識別手続の適正さ（暗示・誘導等がないこと）



犯人識別供述の信用性に関する
裁判官らの研究報告
(法曹会, 1999)

【経験則と心理学的知見との関係】

- ・ 供述の信用性は、裁判官・裁判員が経験則によって判断できる
- ・ 経験則と心理学的知見との乖離
- ・ 裁判官・裁判員が持たない専門的知見を獲得する手続として、鑑定がある
- ・ 経験則（の一部）についての鑑定

cf.精神鑑定

心神喪失（責任無能力）〔心神耗弱〕（限定責任能力）

精神の障害により是非弁識能力ないし行動制御能力が欠ける〔著しく減退している〕状態

精神障害の有無・程度・それが弁識・制御に与える影響の有無・程度については、（究極的には裁判所の評価に委ねられるものであるが、）鑑定（精神医学者の意見）を十分尊重すべき←最高裁判例



法学者・元裁判官・弁護士・心理学者の共同編集による書物(全6巻)
心理学的知見の刑事手続への導入に関する心理専門家の論考を多数収録
(岩波書店, 2017)

1－4 心理学的知見の刑事実務への導入

- ・ 取調べ（聴取）技術の向上 → 継続・促進・検証・公表

- ・ 聴取状況の正確な記録 → 録音録画の対象拡大

調書の内容の改善

- ・ 裁判官（裁判員）・検察官・弁護人への教養

- ・ 心理学的知見を，供述の信用性判断に，適切に位置づける（経験則化）

- ・ それらの前提として『**心理学的知見**』の確立

2 ポリグラフ検査について

- 2－1 ポリグラフ検査結果を有罪の決め手とした裁判例**
- 2－2 『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』**
- 2－3 ポリグラフ検査結果が無罪の証拠だという主張を排斥した裁判例**
- 2－4 ポリグラフ検査結果が有罪の証拠だという主張を排斥した裁判例**
- 2－5 ポリグラフ検査結果の証拠採用に向けて**

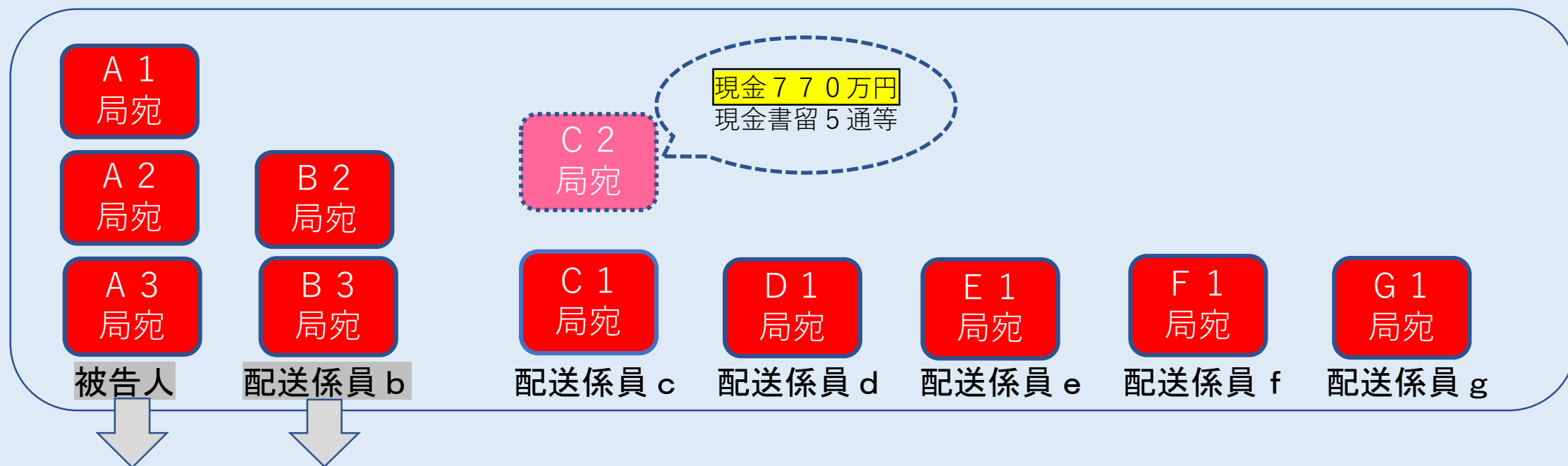
2ー1 ポリグラフ検査結果を有罪の決め手 とした裁判例

**松江地方裁判所平成23年2月8日判決
(LLI／DB06650093)**

【事案の概要】

平成21年12月17日午前7時20分頃、松江市内の郵便局（郵便事業会社支店）で、各局に向けて資金・郵便物を詰めた袋を発出していた際、C局方面の配送係員cが、C2局宛の袋がなくなっていることに気づいた。その袋には、現金770万円、現金書留5通（在中現金総額22万9千円）などが入っていた。

被告人は、A局方面の配送係員であり、7時12分頃、A1～3局宛の袋を持って出発した。



【ポリグラフ検査の実施】

実施日：平成22年2月24日，26日

対象者：被告人を含む配送係員6名（被告人，b，d，e，f，gであろう）

方法：隠匿情報質問法

実施者：科捜研の警察技師（約350件，研修5回，日本心理学会で発表）

実施状況：場所・立会人，承諾意思の確認，検査の概要や手順の説明，本件と無関係な理由で弁別しないことの確認

機材：予備検査により正常作動を確認

結果：被告人以外の5名 → すべての質問に特異反応を示さなかった

被告人 → 以下の質問に特異反応を示した

- ①現金が入っていたの袋の色（黄色），②被害現金の金種（千円札と1万円札），
- ③袋の中を確認した時期（探索質問法。配送中，配送から帰ってから），
- ④現金書留の被害総額（22万9千円），⑤被害現金の総額（770万円）

【裁判所の判断① ポリグラフ検査結果の証拠能力】

証拠として公判廷で取調べ
をすることができる適格
(裁判所は、公判廷で取り調べた
証拠のみに基づいて、判断する)

検査方法及びその理論的な枠組み等に信頼性が認められる

検査実施者の知識，経験及び技能等，検査の実施状況並びに使用された機材のいずれ
についても検査結果の適正を担保するのに十分な水準に達している

→証拠能力が認められる

【裁判所の判断② ポリグラフ検査結果の証明力】

（公判廷で取り調べた）証拠が、証明の対象となった事実の認定に役立つ程度（証拠としての価値）

特異反応があった→特定の質問を他の質問から区別できる

原因があった

区別できる原因が、「本件犯行に関与したこと」以外の原因でないかを、検討する必要がある

特異反応のうち、①現金書留の総額（22万9千円）、②袋に入っていた現金（770万円）

→本件の被害に関する特徴的な事実

これらの質問群を構成する各5つの質問は、本件と関係ない者にとってはいずれも同質

これらの裁決質問に関する情報の詳細が、検査前に被検査者に伝わった形跡はない

→被告人は、本件犯行への関与により、これらの裁決質問に関する知識を得たと推認される

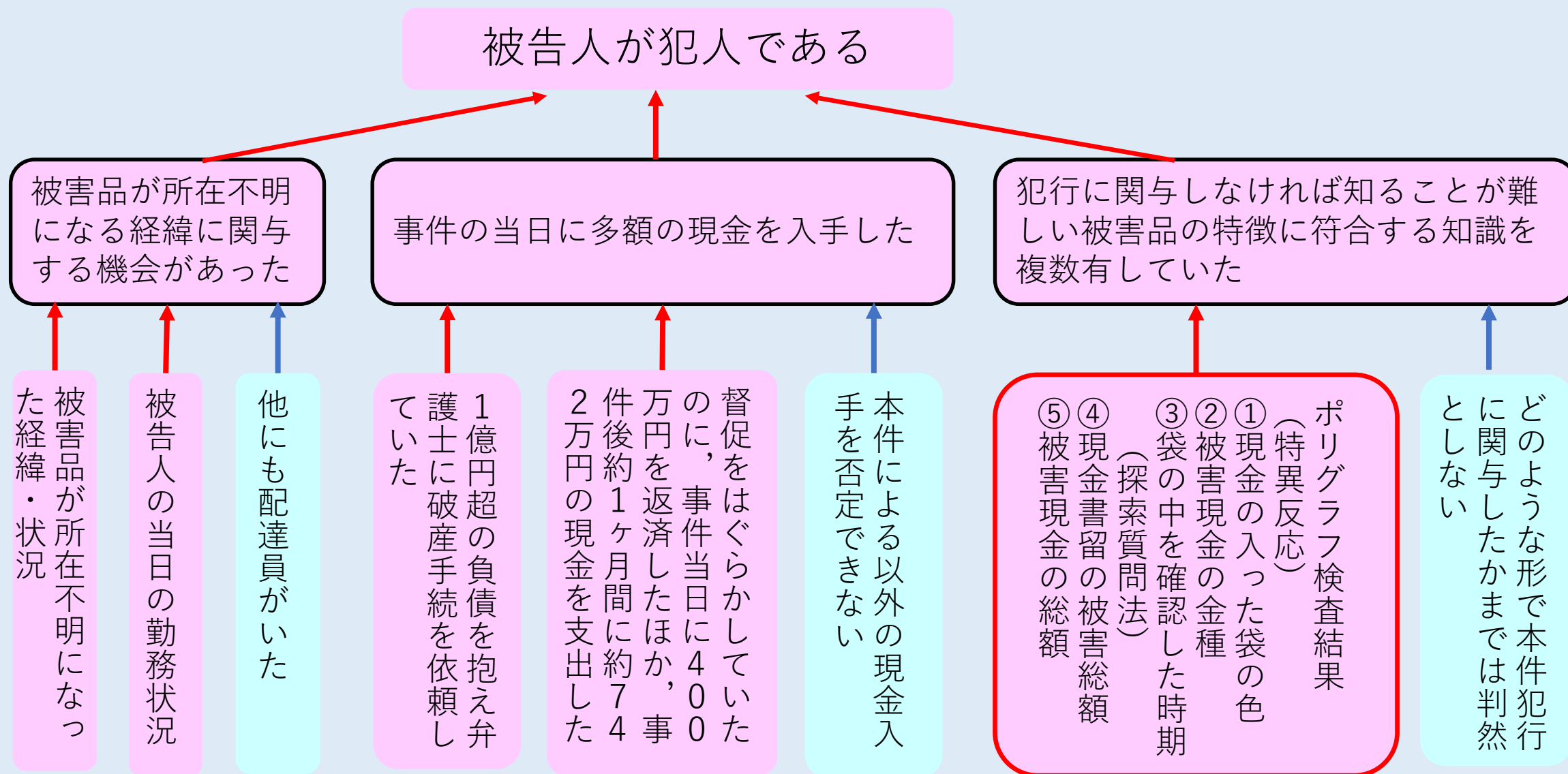
特異反応のうち、その他（①②以外）の裁決質問

→被告人が検査前に業務上知り得た情報やその情報を基に推測できる情報と関連

→個別にみると、本件犯行への関与により区別できるようになったとまでは評価し難い

→もっとも、被告人が①②を含む4つの質問群の裁決質問に特異反応を示したこと、他の配送係員5名がいずれの質問にも特異反応を示さなかったことなどを併せて考慮すると、被告人が本件犯行への関与によりこれらの質問に関する知識を得た蓋然性は相当に高い

【裁判所の判断③ 証拠構造】



【裁判所の判断④ 合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証】

有罪の認定には、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要

これは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いを容れる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定が可能

間接事実による犯人性立証については、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない、あるいは、少なくとも説明が極めて困難である事実関係が必要

2-4の
上告審
(最高
裁)がこ
のように
判示した

被害品が所在不明
になる経緯に関与
する機会があった

事件の当日に多額の現金を入手した

犯行に関与しなければ知ることが難
しい被害品の特徴に符合する知識を
複数有していた

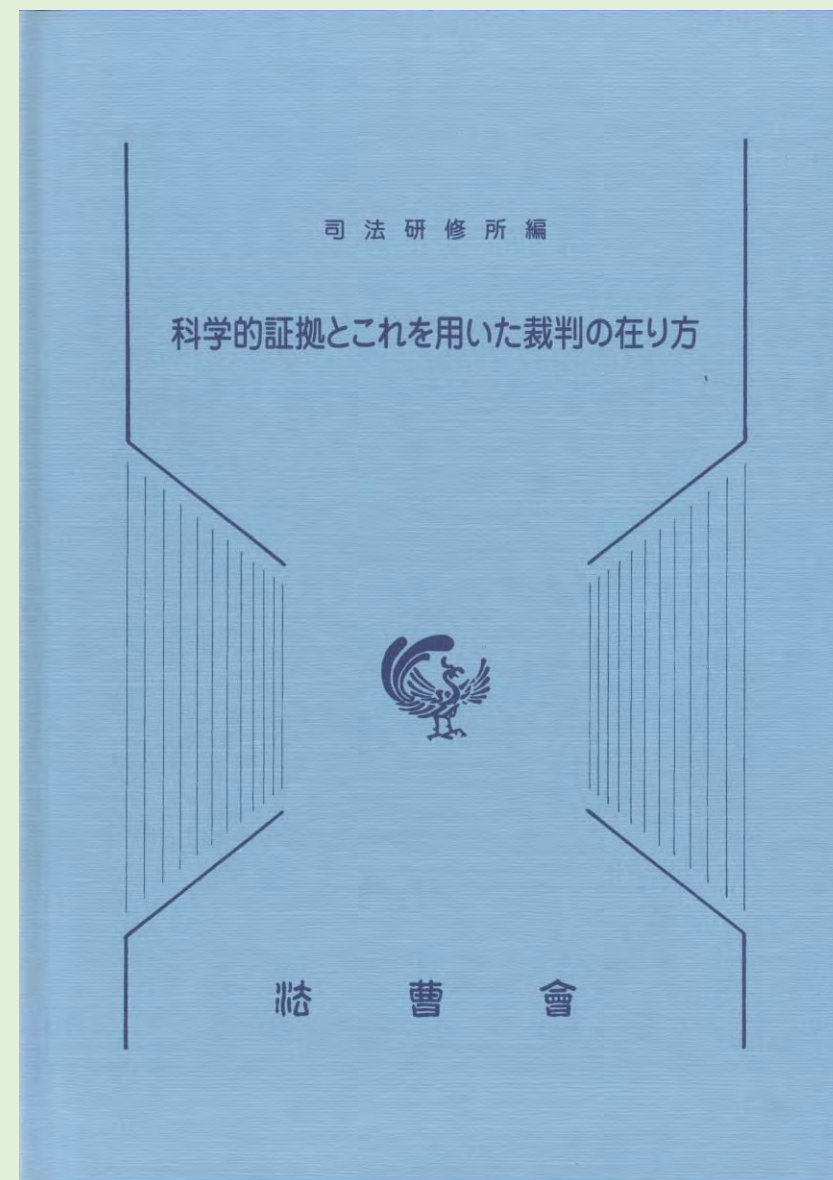
これら（第1次間接事実）は、1つずつでは、上記事実関係にあたらない

が、3つ同時に存在することは、上記事実関係にあたる（→1つでも欠けたら無罪）

2-2 司法研修所編

『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』

(法曹会, 2013)



■ 「科学的証拠」を裁判員裁判で証拠とするための要件

1 自然的関連性
2 証拠調べの必要性
のいずれかが欠ければ、
証拠能力を否定すべき
という主張

1 自然的関連性

検査・判定の基礎となる科学的原理や実用化のための理論・技術を含め、当該検査・判定方法の信頼性に重大な欠陥や大きな疑問があるとはいえないこと

2 証拠調べの必要性

証拠としての価値 $\geq$ 証拠調べに伴う弊害

重要な事実を立証するための重要な証拠であれば、証拠価値が高い

科学的証拠は、その審理・理解に相当量のエネルギーを必要とする

- ① 証拠の内容を理解するのが難しい
- ② 証拠の正確性・信頼性を判断するのが難しい
- ③ その証拠によって何がどこまで認められるのかを判断するのが難しい

→ そのため

精密司法
↓
核心司法
証拠の厳選

- ・ 争点全体や証拠全体の理解に混乱を来し、主要な課題を把握しにくくなる、
- ・ 裁判員の疲労感を強める、
- ・ エネルギーを費やして議論した微妙な判断が他の争点や証拠の判断に事実上影響を及ぼす
といった弊害が生じる可能性がある

また、必ずしも正確とはいえない一定のイメージが証拠評価に不当な影響を与える可能性もある cf.C S I エフェクト

■ ポリグラフ検査の場合

1 自然的関連性

「質問項目によって生理反応変化が生じた質問と生じない質問があった場合に、その質問間に被検査者の認識に違いがあると考えることができる」という理解は、精神生理学の分野では了解が得られている。もっとも、生理反応の発生機序や脳内メカニズムは解明されておらず、記憶の再認によって自律神経系活動に変化が生じる理論的根拠は明らかになっていない。しかし、これまでの多数の実証的研究によって、それなりの裏付けはされているといえるし、検査の性格上、その再現性に限界はあるものの、質問内容と生理反応変化の記録を事後的に他の専門家が検証することはできる。

したがって、ポリグラフ検査は、検査・判定方法が科学的に信頼できないことが明らかとはいえないから、具体的な検査方法に重大な欠陥や疑問があるといえなければ、自然的関連性は認められる。

2 証拠調べの必要性

2-1 狭義の必要性（証拠としての価値）

犯人性が争われている場合に、ポリグラフ検査の結果の評価として、「被告人が犯人しか知らない事実を知っている蓋然性が高い」ことが推認できるとすると、その証拠としての価値は高い

が、ポリグラフ検査において、神経生理学的な裏付けがされている部分は、質問間に被検査者の認識に違いがあると考えられることができるという部分であり、その認識の違いが「被告人が犯人でないと知らない事実を知っているから」生じていると評価している部分は、神経生理学的な根拠に基づくものではなく、ある特定の事件を念頭に、たとえば「『被害者の首を絞めたのは〇〇ですか。』という質問に対する反応だから」という経験的判断に基づく推認にすぎない。

ポリグラフ検査結果から直接証明できることが、犯人性との関係で間接的・限定的である場合や、犯人性に関して（自白などの）他の証拠がある場合は、ポリグラフ検査結果の証拠としての価値は、相対的に低くなる

2 証拠調べの必要性

2-2 相当性（証拠調べによる弊害）

質問項目の内容を被検査者が事前に知っていた場合は、その知識からも同様の反応が生じ得るからこの検査は成立しないとされ、その点を担保するため検査前後に質問項目について被検査者に認識の有無を確認する運用がなされているという。しかし、そのような運用のみで上記評価や推認の正しさが担保されているといえるかについては、疑問の余地がある。ポリグラフ検査の評価においては、被告人が犯人であること以外の事情から当該事実を弁別している可能性がどの程度あるかが問題となるが、その点の評価・検討は困難あるいは微妙な側面があり、ポリグラフ検査が「うそ発見器」といわれ、社会において一定のイメージが根付いてしまっていることも考えると、裁判員裁判において、理論的なあるいは精度の高い検討がなし得るか疑問が残る。

3 結論

捜査実務で行われているポリグラフ検査は，捜査段階で被疑者を絞り込む手法としてはともかく，裁判員裁判での証拠としての許容性については，証拠調べの必要性（狭義）や相当性の観点から，基本的に消極的評価が妥当するように思われる。

脳内のメカニズムは未知の領域が多く，生理的反応から認識という人間の心の動きを読み取る技法は，その検査対象が人間の心理である点で，物証を対象とした他の科学的証拠の持つ客観性とは一線を画するところがある。

従来の実務が，ポリグラフ検査について，刑事裁判における証拠としての適性という観点から，公判における事実認定の中心的証拠とすることに慎重な姿勢を示してきたことは，実務の知恵として肯定されてよい。

2ー3 ポリグラフ検査結果が無罪の証拠だ という主張を排斥した裁判例①

**名古屋地方裁判所平成26年7月10日判決
(LLI／DB06950283)**

【事案の概要】

平成20年1月，被告人は，コンロに豆炭を燃焼させた自動車内で被害者（弟）と飲食した後，密閉状態の車内に酩酊した被害者を残して立ち去った。被害者は豆炭の燃焼により発生した一酸化炭素を吸引し，一酸化炭素中毒で死亡した。その後被告人は，被害者の死亡保険金600万円を受領した。

被告人は，殺人，詐欺等で起訴された。

【裁判所の判断】

弁護人は、事件は一つだから、ポリグラフ検査において「事故を起こすよう仕向けた」という問いと「事故に見せかけて殺した」という問いの二つに反応が出るのはおかしく、このような結果が出たのは被告人が犯人でないからだ」と主張する。

しかし、証人 A によれば、一酸化炭素中毒に見せかけて殺す過程で、間違った知識を教えて事故を起こすことを仕向けた場合、「事故を起こすよう仕向けた」という問いと「事故に見せかけて殺した」という問いの両方が被告人にとって記憶している事実であり、両方の問いに反応が出る可能性がある」と認められるところ、本件においては、被害者が、ガス抜きをすれば安全であると本件の約 1 年前まで誤認していた経緯もあり、両方の問いが被告人にとって事実である可能性も十分あるから（弁護人がいうように前記 A のした質問が不適切だったとも認められない）、両方に反応したことが被告人の殺意を否定する理由にはならない。

【裁判所の判断】

弁護人は、ポリグラフ検査において「被害者就寝後にコンロに入れた物」の問い及び「コンロに物を入れたタイミング」の問いのいずれにも反応しなかったから、被告人はそれらの行為をしていないと主張する。

しかし、証人Aによれば、ポリグラフ検査では、もともと反応が出にくい体質の人や、検査を続けているうちに疲れてきて反応が出なくなる人が一定程度いると認められるから、反応が出なかったからといって、被告人がその行動をしていないとはいえない。

2－3 ポリグラフ検査結果が無罪の証拠だ という主張を排斥した裁判例②

**高松高等裁判所平成29年1月17日判決
(高等裁判所刑事裁判速報集平成29年343頁)**

【事案の概要】

平成25年11月、被告人が居住していたアパートの1室から出火し、その後被告人は火災保険金を受領した。

被告人は、放火したとして現住建造物放火、詐欺等で起訴された。被告人は犯人ではないと争ったが、第1審判決は被告人を犯人だと認め、懲役8年の刑を言い渡した。

【裁判所の判断】

弁護人は、被告人に対するポリグラフ検査の結果によれば、被告人は犯人でないと推認できると主張する。

しかし、原判決は、ポリグラフ検査の精度は完璧ではないと述べた上、真犯人であるとする複数の質問に反応しうるもので、検査方法として疑問があること（1回目の質問）、被告人が選択肢を正確に理解していなかった可能性や模擬検査の結果を被告人に伝えたことが影響した可能性が否定できないこと（2回目の質問）を指摘し、反応が認められなかった理由には複数の可能性が考えられるとして、原審弁護人の同旨の主張を排斥しており、この判断に誤りがあるとはいえない。

2-4 ポリグラフ検査結果が有罪の証拠だ という主張を排斥した裁判例

〔平野母子殺害事件〕

大阪地方裁判所平成17年8月3日判決【第1審】

（判例時報1934号147頁）

大阪地方裁判所平成24年3月15日判決【差戻後第1審】

（判例時報2360号122頁）

大阪高等裁判所平成29年3月2日判決【差戻後控訴審】

（判例時報2360号95頁）

平成25年
『科学的証拠
とこれを用い
た裁判の在り
方』公刊

【事案の概要】

被告人は、平成14年4月、義理の息子（A）の妻Bと、ABの子であるC（1歳）を殺害したうえ、同人らが居住していたマンションの一室に放火したとして、殺人・現住建造物等放火で起訴された。

被告人は、マンションに行ったことはなく犯人ではないなどと主張して争った。

【ポリグラフ検査の実施】

平成14年5月、2回にわたり、被告人に対するポリグラフ検査が実施された

裁決項目のうち、①Bの遺体の向きが東向きである、②遺体に衣類を敷く行為があった、③現場で犯人が家具を移動した、に特異反応を示した

【第1審】 有罪・無期懲役

間接事実を総合すれば、被告人が犯人であると推認できるとした。

ただし、ポリグラフ検査結果については、証拠能力は認めたものの、被告人の犯人性に関する証拠として使わないとした。

証拠能力は認めた（公判廷でポリグラフ鑑定書を証拠として取り調べた）が、その証明力（証拠価値）を否定した
なお、鑑定書は「検査者の公判証言に代わる書面」なので、伝聞法則が適用される。相手方が同意しない場合の伝聞例外要件は、鑑定書作成者（検査者）が証人として出廷して鑑定書の作成の真正を証言すること（刑訴法321条4項）である

〔ポリグラフ検査に関する判断〕

1 検察官は、被告人は2回にわたるポリグラフ検査の結果において、「遺体の状況や現場の状況など、一般の報道では知らされていない捜査官と犯人しか知り得ない事実を認識している」との反応を示しており、このことは被告人の犯人性を推認させる旨主張する。

2 各鑑定書の証拠能力

①検査者が検査に必要な技術と経験を有する適格者である、②検査に使用された器具が一定の規格に合った製品であり、使用した際信頼できる状態にあった、③鑑定書が、検査の経過及び結果を忠実に記載したものである → 証拠能力は認められる

3 各鑑定書の証明力

一般にポリグラフ検査については、その科学的な原理について未だ解明されていない部分が多い上、本件におけるポリグラフ検査については、当初から裁判の証拠として使用されることが予定されていなかったこともあってか、警察署の取調室で行われ、特に外界からの影響を遮断する工夫が施されなかったこと、本件の検査結果に関する資料としては、鑑定書及びチャートしか残されていないところ、チャートについては一見特異反応のように見える部分についても、それが発問から生じたものではないと判断された場合は、検査者の判断により、チャートに「チェック」が付されているが、それがどのような理由に基づいたものであったかは現時点においては、検査者自身の記憶にも残っておらず、鑑定内容の検証は不可能であるといわざるを得ないこと、本件のポリグラフ検査においては、裁決質問法で実施された質問（「Bの遺体に対する行為は、次のいずれか。」）について、「衣類を敷く」を裁決項目に設定しているが、「布団をかける」も裁決項目になり得る答えであったと考えられ（Bの死体を発見したEは、Bの上半身は布団又はタオル様のもので覆われていた旨証言する。）、1つの質問に対して2つの裁決項目が存在するという不適切な状況となっていたこと、「駐車場所について」という裁決質問法で実施された質問につき、裁決項目以外のところに特異反応が発現していることなどに照らせば、同ポリグラフ検査の結果を被告人の犯人性を推認させる証拠として使うことには危険性を孕んでいるといわざるを得ない。

そこで、本件の事実認定に当たっては、上記各鑑定書は使わないこととする。

【控訴審】（大阪高判平成18年12月15日） 有罪・死刑

検察官による量刑不当の主張を容れて、原判決を破棄して死刑を言い渡した。

【上告審】（最判平成22年4月27日） 破棄差戻

大要下記のとおり判示して、有罪とした原判決に誤りがあるとして、原判決を破棄し、第1審に差し戻した。

間接事実による事実認定に関する重要な判示。
2-1もこの枠組みに従っている

有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要であるところ、情況証拠によって事実認定をすべき場合には、情況証拠によって認められる間接事実中に、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が含まれていることを要する。

本件において認定された間接事実、この点を満たすものとは認められず、第1審及び原審において十分な審理が尽くされたとはいえない。

【差戻後第 1 審】 無罪

（検察官による新たな立証を許したうえ）間接事実の中に，被告人が犯人でないとすれば合理的に説明できない（あるいは少なくとも説明がきわめて困難である）事実関係が存在するということには疑問が残る。

〔ポリグラフ検査に関する判断〕

（１）被告人に対して実施されたポリグラフ検査は，差戻し前第 1 審判決が指摘するように，〔１〕警察署の取調室で検査が行われ，特に外界からの影響を遮断する工夫が施されていないこと，〔２〕裁決項目が二つ存在する質問もあること，〔３〕検査結果に関する資料としては鑑定書及びチャートしか残されておらず，検査官の記憶にも曖昧な部分が多いことから，鑑定内容の正確な検証が不可能であることといった問題がある。

(2) また、被告人は、ポリグラフ検査が実施される5月4日までの間に、新聞報道やAから聞いた話を基に犯人像を推測するなどしており、「Bの遺体の頭の方角」、「Bの遺体に対する行為」、「現場での行為」という各質問に関連するものとして、Aの話や報道内容からBの遺体の頭の方角を推測していたこと、Aから、現場の床には衣類等が散乱していたこと、Bが部屋の模様替えをしていたこと、部屋の中にある何かが動かされていたことなどを聞いたと供述している。

ポリグラフ検査では、実際に体験をしていなくても、知識や推測に基づいて反応が出ることがあり、そのどちらであるかの見極めはできないというのであるから、被告人の上記供述内容を前提にすると、被告人が犯人でなくても、「東向き」、「衣類を敷く」、「家具を移動する」といった検察官が指摘する質問の裁決項目に、顕著な特異反応が出ることは十分ありうるというべきである。また、被告人は上記認識内容を検査官にも伝えた旨供述しており、検査官とのやり取りに関する被告人の供述を前提とすると、ポリグラフ検査の各質問が適切なものであったかについても疑問が残るというべきである。

なお、上記ポリグラフ検査を実施したPは、上記各質問に関し、被告人から特異反応を生じさせる要因となり得るような内観報告はなかった旨証言する。しかし、P検査官は被告人とのやり取りをほとんど記憶していない上、内観報告は、P検査官が重要だと判断するものだけを記載する方針であったこともあって、鑑定書の記載やP検査官の証言のみでは、検査の際に具体的にどのような内観報告が被告人からなされたのか全く明らかでない。被告人の上記供述内容は具体的かつ詳細であって、被告人がAから現場の様子をある程度聞いていたことはP検査官の証言からもうかがわれることからすると、被告人の供述内容を虚偽であるとして排斥することはできない。

(3) さらに、Bの遺体を発見した消防署救助隊員によれば、Bの遺体には布団かタオルのようなものがかぶせられていたというのである。Bの遺体に対する行為という質問に対する回答として、「布団をかける」という項目に何ら反応を示していないのは、被告人が犯人であることとは整合しない事実ともいいうる。

(4) 以上のとおり、上記ポリグラフ検査は、多くの問題を含んでいる上、ポリグラフ検査の際に被告人が認識していたことや推測していたことを踏まえると、被告人が犯人でなかったとしても、検察官が指摘する質問の裁決項目に顕著な特異反応が出ることはありうるというべきである。また、被告人が犯人であることとは矛盾するともいいうる検査結果も出ている。ポリグラフ検査の結果をもって、被告人が犯人であることと整合する事実ということとはできない。

【差戻後控訴審】 控訴棄却（無罪）

（ポリグラフ検査は被告人が本件の犯人であることを示しているという主張）について

検察官は、5月4日に実施されたポリグラフ検査において、被告人は、Bの遺体の向きが東向きであること、遺体に対する行為として「衣類を敷く」行為があったこと及び本件現場で犯人が「家具を移動する」行為を行ったことの裁決事項に顕著な特異反応を示したのであり、この検査結果は、犯人と捜査官しか知り得ない事実について被告人が明確な認識を有していたことを示しているから、被告人の犯人性を推認させる事情の一つとなる旨、主張する。

しかし、一般に、ポリグラフ検査は、質問の刺激による心理的作用が自律神経系統に働きかけて発現する反応をとらえてなされるという点で科学的な検査といえるものの、個々の質問内容がなぜ被検者に心理的作用を及ぼして生理的な反応を生じさせたのかという理由までを完全に特定するものではないから、これによって被告人の内心の認識を推し量ろうとするには限界があり、取り分け、本件ポリグラフ検査には、**外界からの影響を遮断する工夫が施されていない**こと、**裁決項目が二つ以上存在する質問がある**こと、**鑑定書とチャート紙以外に検査資料が残されておらず、検査官も検査時の被告人のやり取りを十分記憶していないため鑑定内容の正確な検証が不可能**であり、**所論のいう特異な反応が、検査時までの報道やAから得た情報からによる影響の可能性等を排除できない**から、その内容に十分信頼を置くことができない。

そうすると、本件ポリグラフ検査を、犯人性推認のための間接事実に加えることはできない。

2-5 ポリグラフ検査結果の証拠採用に向けて

- 審理・理解に相当なエネルギーが必要， C S I エフェクト → 啓蒙活動
- 弁別の原因が「犯人性」以外である可能性（犯人でなくても反応が出る）
 - 被験者の認識（取調べ内容）の確認， 裁決質問の適切な設定
- 反応が出なかったからといって犯人でないとはいえない（体質・疲労）
 - 検査環境の適切な設定， 裁決質問の適切な設定
- 検査内容の正確な検証が不可能 → 録音録画， 詳細な記録

- ポリグラフ検査結果が審理・判決に必要なら，裁判所は証拠採用する
- 「8 『ポリグラフ検査をめぐる神話と実像』（越智啓太）は，ポリグラフ検査に関する誤った理解を正し，C I T…の正確性を教える。ポリグラフ検査は，誤った用い方をされないよう注意しながらも，改めて見直す必要があるのかもしれない。」（佐藤博史「はじめに」同責任編集『シリーズ刑事司法を考える第2巻 捜査と弁護』（岩波書店，2017）xi頁）



以上です。ありがとうございました。

ご指摘等ございましたら、下記宛にお願いいたします。

nakazono-ancl@mbh.nifty.com

※ 文献・（裁）判例の内容は、いずれも、正確な引用ではなく要約です。